

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）の届出.....（地域産業課）	1
○大規模小売店舗立地法第6条第1項（変更）の届出.....（地域産業課）	2
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項（変更）の届出.....（地域産業課）	2
○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定の一部改正.....（農政課）	3
○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定（農政部所管分 その6）.....（農政課）	3
○北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正.....（農政課）	4
○漁業災害補償法による区域及び区分の決定の一部改正.....（水産経営課）	5
○第11次内水面区画漁業漁場計画の樹立.....（漁業指導課）	6
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	7
○知事権限に係る保安林の指定（2件）.....（治山課）	8
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）	8
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	9
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の完了.....（道路計画課）	9
○道路の区域の決定.....（道路整備課）	9
○道路の区域の変更.....（道路整備課）	9
○道路の供用の開始.....（道路整備課）	9
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路整備課）	10
○公有水面の埋立ての免許.....（砂防災害課）	10
○急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防災害課）	11
○海岸保全区域の指定の一部改正.....（砂防災害課）	11
○旭川圏都市計画公聴会の開催.....（都市計画課）	11
○土地区画整理事業に係る換地処分の実施の届出.....（都市環境課）	12
○過疎地域活性化特別措置法による市町村公共下水道の代行事業の完了.....（公園下水道課）	13
公 表	
○知事表彰の受賞者.....（人事課）	13

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了（3件）..... 13

日本海連合海区漁業調整委員会告示

○日本海連合海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程..... 14

道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示..... 14

告

示

北海道告示第1744号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年2月3日までに北海道上川支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら名寄店 名寄市豊栄108番2
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎
埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎
埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号
- 大規模小売店舗の新設をする日 平成16年5月23日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,318㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数 95台
イ 駐輪場の収容台数 5台
ウ 荷さばき施設の面積 93㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 23m³

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時45分から午後8時15分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数 3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日 平成15年9月22日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課、北海道上川支庁商工労働観光課及び名寄市経済部産業振興課

(2) 縦覧期間 平成15年10月3日（金）から平成16年2月3日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

(3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1745号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年2月3日までに北海道上川支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンターベストム東神楽店 上川郡東神楽町4号南3

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和情報サービス株式会社 代表取締役社長 榎本 昌誓

東京都台東区上野7丁目14番4号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）スーパーセンター東神楽

（変更後）スーパーセンターベストム東神楽店

(4) 変更の年月日 平成15年9月17日

(5) 変更する理由 正式名称が確定したため

2 届出年月日 平成15年9月16日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道上川支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間 平成15年10月3日（火）から平成16年2月3日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

(3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1746号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年2月3日までに北海道石狩支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

大都ビル 恵庭市恵み野西2丁目1番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ノルテコーポレーション 代表取締役社長 白石みどり

札幌市中央区北4条西20丁目2番地

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前10時（年間63日は午前9時） 閉店時刻 午後9時

（変更後）開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前9時30分（年間63日は午前8時30分）から午後9時30分まで

（変更後）午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前7時から午後5時まで
(変更後) 午前6時から午後5時まで

(4) 変更する年月日 平成15年9月17日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社イトーヨーカ堂	東京都港区芝公園4丁目1番地4号	代表取締役 井坂 榮
株式会社けいら	恵庭市本町118番地	代表取締役 計良 秀雄
株式会社三貴	東京都豊島区東池袋3丁目4番3号	代表取締役 木村 知巨
株式会社オバラ	札幌市北区北7条西1丁目	代表取締役 小原 徹夫
北海道茶業株式会社	札幌市西区西野8条2-381-7	代表取締役 長谷川明夫
株式会社ニシオカ	札幌市豊平区西岡4条11丁目2-40	代表取締役 佐藤 益延
株式会社貴光堂	札幌市中央区南15条西17丁目3-40	代表取締役 藤澤 史人
有限会社ビズ	恵庭市恵み野南2-9-2	池永 允子
北海道クロックハウス株式会社	東京都杉並区荻窪5-20-10	代表取締役 花谷 洋二
菅 原 茂	札幌市北区太平9条3-5-7	

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 8,494㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 635台
(イ) 駐輪場の収容台数 205台
(ウ) 荷さばき施設の面積 848㎡
(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 174㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数 3箇所(出入口1箇所、入口1箇所、出口1箇所)

2 届出年月日 平成15年9月16日

3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道石狩支庁商工労働観光課
(2) 縦覧期間 平成15年10月3日(金)から平成16年2月3日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)
(3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他 縦覧については、恵庭市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については恵庭市へ問い合わせること。

北海道告示第1747号

平成15年度北海道告示第547号(平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定)の一部を次のように改正する。

平成15年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 農業・農村チャレンジ21推進事業(新農業・農村創造地域活動促進事業)の項中

「営農集団農業協同組合支庁長が適当と認める団体」		を	「市町村農業協同組合農地保有合理化法人営農集団支庁長が適当と認める団体」	
「(2) 農村新産業の創造 地場農畜産物の加工・販売、グリーン・ツーリズムの展開、関連産業と結びついた農作物栽培の振興、地域ぐるみでの共同産直・直売の展開などの農村における新たな産業おこしの取組」		を	「(2) 農村新産業の創造 地場農畜産物の加工・販売、グリーン・ツーリズムの展開、関連産業と結びついた農作物栽培の振興、地域ぐるみでの共同産直・直売の展開などの農村における新たな産業おこしの取組 (3) 新しい就農支援システム 小規模長期リース農場の整備(新規就農希望者の研修に必要な小規模かつ長期のリースを可能とする施設等の整備)に係る取組」	

に改める。

北海道告示第1748号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

（農政部所管分 その6）

補助金等を交付する事業又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
販路開拓緊急対策事業 実需者ニーズに対応した農産物の安定的な供給体制の確立に積極的に取り組む地域及び農業者等を支援するため、予算の範囲内で補助する。	市町村 農業協同組合等	1 市町村が販路開拓緊急対策事業の実施に関する販路開拓構想の策定を行う場合における当該構想の策定に要する経費 2 市町村若しくは農業協同組合等が販路開拓緊急対策事業を行う場合又は市町村が販路開拓緊急対策事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 生産団地確立実践事業 (2) 販路開拓支援施設整備事業 ア 土地基盤整備事業 イ 支援施設整備事業	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第36号様式別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第36号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁 （2以上の支庁の所管区域にわたり事業を行う団体にあつては、農政部農村振興課）	

北海道告示第1749号

昭和49年北海道告示第809号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成15年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

農政第36号様式の事項中

「	分	「	分	担	保
	分		分		
	そ の 他 (C)		そ の 他 (C)		
	円		円	金融機関名： 融 資 名： 融 資 金 額： 償 還 年 数： そ の 他：	

を

に改め、同様式の末尾

欄外の注の１の事項中「経営支援情報化施設整備事業」の次に「、販路開拓緊急対策事業」を加え、同注に次の１事項を加える。

- ９ 補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けようとする場合にあっては、担保欄に金融機関名、融資名、融資金額、償還年数及びその他必要な事項を記入すること。

北海道告示第1750号

昭和49年北海道告示第3906号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部を次のように改正する。ただし、平成15年10月3日以前に締結された共済契約については、なお従前のとおりとする。

平成15年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

１ 法第104条第１号に掲げる漁業(1)こんぶをとる漁業の事項小樽加入区の項区分の欄中「後海共第12号漁業権の漁場の区域」を「後海共第11号漁業権の漁場の区域」に改め、同事項余市加入区の項区分の欄中「後海共第11号漁業権の漁場の区域」を「後海共第10号漁業権の漁場の区域」に改め、同事項古平加入区の項区分の欄中「後海共第10号漁業権の漁場の区域」を「後海共第９号漁業権の漁場の区域」に改め、同事項美国加入区の項区分の欄中「後海共第９号漁業権の漁場の区域」を「後海共第８号漁業権の漁場の区域」に改め、同事項積丹加入区の項区分の欄中「後海共第８号漁業権の漁場の区域」を「後海共第７号漁業権の漁場の区域」に改め、同事項神恵内加入区の項区分の欄中「後海共第７号漁業権の漁場の区域」を「後海共第６号漁業権の漁場の区域」に改め、同事項盃加入区の項区分の欄中「後海共第６号漁業権の漁場の区域」を「後海共第５号漁業権の漁場の区域」に改め、同事項泊入区の項区分の欄中「後海共第５号漁業権の漁場の区域」を「後海共第４号漁業権の漁場の区域」に改め、同事項岩内加入区の項区分の欄中「後海共第４号漁業権の漁場の区域」を「後海共第３号漁業権の漁場の区域」に改め、同事項寿都加入区の項区分の欄中「後海共第３号漁業権の漁場の区域」を「後海共第２号漁業権の漁場の区域」に改め、同事項島牧第一加入区の項区分の欄中

「（水域） 後海共第１号漁業権

の漁場の区域

「後海共第２号漁業権の漁場の区域」を（区域） 島牧漁業協同組合の地区のうち、島牧村字富浦、字美川、字歌島、字本目、字折川、字港、字栄磯及び豊浜の地域 に改め、同事

項島牧第二加入区の項区分の欄中

「（水域） 後海共第１号漁業権の漁場の区域

「後海共第１号漁業権の漁場の区域」を（区域） 島牧漁業協同組合の地区のうち、島牧村字富浦、字美川、字歌島、字本目、字折川、字港、字栄磯及び豊浜を除く地域 に改め、同事

項江良加入区の項区分の欄中「（水域） 渡海共第62号漁業権及び同第66号漁業権の漁場の区域」を「（水域） 渡海共第59号漁業権及び同第62号漁業権の漁場の区域」に改め、同事項清部加入区の項区分の欄中「（水域） 渡海共第60号漁業権及び同第66号漁業権の漁場の区域」を「（水域） 渡海共第58号漁業権及び同第62号漁業権の漁場の区域」に改め、同事項小島加入区の項区分の欄中

「（水域） 渡海共第58号漁業権及び同第64号漁業権の漁場の区域（区域） １ 渡海共第58号漁業権の漁場の区域

「（水域） 渡海共第57号漁業権及び同第60号漁業権の漁場の区域（区域） １ 渡海共第57号漁業権の漁場の区域

２ 渡海共第64号漁業権の漁場の潜水器を使用する水深12メートル以深の地域

２ 渡海共第60号漁業権の漁場の潜水器を使用する水深12メートル以深の地域

３ 渡海共第64号漁業権の漁場の潜水器を使用する水深12メートル以深の地域以外の地域

３ 渡海共第60号漁業権の漁場の潜水器を使用する水深12メートル以深の地域以外の地域

項広尾加入区の項区分の欄中「十海共第５号漁業権の漁場の区域」を「十海共第３号漁業権の漁場の区域」に改め、同事項白糠加入区の項区分の欄中「釧海共第９号漁業権の漁場の区域」を「釧海共第６号漁業権の漁場の区域」に改め、同事項釧路市東部加入区の項区分の欄中「釧海共第７号漁業権の漁場の区域」を「釧海共第５号漁業権の漁場の区域」に改め、同事項昆布森加入区の項区分の欄中「釧海共第５号漁業権の漁場の区域」を「釧海共第４号漁業権の漁場の区域」に改め、同事項散布加入区の項区分の欄中

「（水域） 釧海共第１号漁業権の漁場の区域

（区域） 浜中町大字散布村の を「釧海共第2号漁業権の漁場の区域」に改め、同事
地域 」
項浜中加入区の項区分の欄中
「（水域） 釧海共第1号漁業権
の漁場の区域
（区域） 浜中漁業協同組合の を「釧海共第1号漁業権の漁場の区域」に改め、同事
地区のうち浜中町大字散布村を除
く地域 」
項落石加入区の項区分の欄中「根海共第21号漁業権の漁場の区域」を「根海共第27号漁業権
の漁場の区域」に改め、同事項根室加入区の項区分の欄中「根海共第14号漁業権及び同第19
号漁業権の漁場の区域」を「根海共第19号漁業権及び同第25号漁業権の漁場の区域」に改め、
同事項歯舞加入区の項区分の欄中「根海共第16号漁業権及び同第27号漁業権の漁場の区域」
を「根海共第21号漁業権及び同第22号漁業権の漁場の区域」に改め、同事項標津加入区の項
区分の欄中「根海共第23号漁業権の漁場の区域」を「根海共第5号漁業権の漁場の区域」に
改め、同事項紋別加入区の項区分の欄中「網海共第3号漁業権の漁場の区域」を「網海共第
3号漁業権及び同第4号漁業権の漁場の区域」に改める。
1 法第104条第1号に掲げる漁業(2)わかめをとる漁業の事項小樽加入区の項区分の欄中
「後海共第12号漁業権の漁場の区域」を「後海共第11号漁業権の漁場の区域」に改め、同事
項余市加入区の項区分の欄中「後海共第11号漁業権の漁場の区域」を「後海共第10号漁業権
の漁場の区域」に改め、同事項古平加入区の項区分の欄中「後海共第10号漁業権の漁場の区
域」を「後海共第9号漁業権の漁場の区域」に改め、同事項美国加入区の項区分の欄中「後
海共第9号漁業権の漁場の区域」を「後海共第8号漁業権の漁場の区域」に改め、同事項入
舸加入区の項区分の欄中「（水域） 後海共第8号漁業権の漁場の区域を「（水域）
後海共第7号漁業権の漁場の区域」に改め、同事項余別加入区の項区分の欄中「（水域）
後海共第8号漁業権の漁場の区域」を「（水域） 後海共第7号漁業権の漁場の区域」
に改め、同事項神恵内加入区の項区分の欄中「後海共第7号漁業権の漁場の区域」を「後海
共第6号漁業権の漁場の区域」に改め、同事項盃加入区の項区分の欄中「後海共第6号漁業
権の漁場の区域」を「後海共第5号漁業権の漁場の区域」に改め、同事項泊加入区の項区分
の欄中「後海共第5号漁業権の漁場の区域」を「後海共第4号漁業権の漁場の区域」に改め、
同事項岩内加入区の項区分の欄中「後海共第4号漁業権の漁場の区域」を「後海共第3号漁
業権の漁場の区域」に改め、同事項寿都加入区の項区分の欄中「後海共第3号漁業権の漁場
の区域」を「後海共第2号漁業権の漁場の区域」に改め、同事項島牧第一加入区の項区分の
欄中
「（水域） 後海共第1号漁業権

の漁場の区域
（区域） 島牧漁業協同組合の に改め、同事
地区のうち、島牧村字富浦、字美
川、字歌島、字本目、字折川、字
港、字栄磯及び豊浜の地域 」
項島牧第二加入区の項区分の欄中
「（水域） 後海共第1号漁業権
の漁場の区域
（区域） 島牧漁業協同組合の に改め、同事
地区のうち、島牧村字富浦、字美
川、字歌島、字本目、字折川、字
港、字栄磯及び豊浜を除く地域 」
項江良加入区の項区分の欄中「（水域） 渡海共第62号漁業権及び同第66号漁業権の漁場
の区域」を「（水域） 渡海共第59号漁業権及び同第62号漁業権の漁場の区域」に改め、
同事項清部加入区の項区分の欄中「（水域） 渡海共第60号漁業権及び同第66号漁業権の
漁場の区域」を「（水域） 渡海共第58号漁業権及び同第62号漁業権の漁場の区域」に改
め、同事項小島加入区の項区分の欄中「渡海共第58号漁業権及び同第64号漁業権の漁場の区
域」を「渡海共第57号漁業権及び同第60号漁業権の漁場の区域」に改める。
2 法第104条第2号に掲げる漁業の事項島牧第一区域の項区域の欄中「島牧村字豊浦」を
「島牧村字富浦」に改め、同事項島牧第二区域の項区域の欄中「島牧村字豊浦」を「島牧村
字富浦」に改める。

北海道告示第1751号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、内水面区画漁業の免許につ
いて、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 免許予定日 平成16年1月1日
- 2 申請期間 平成15年10月10日から11月10日午後5時まで
- 3 存続期間 免許の日から平成20年12月31日まで
- 4 漁場番号・漁業種類・漁業の名称・漁場の位置・地元地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁場の位置	地元地区
石内区第1号	第二種区画漁業 第二種区画漁業	こい養殖業 わかさぎ養殖業	石狩郡新篠津村 同	新篠津村 同

胆内区第1号	第二種区画漁業	ひめます養殖業	白老郡白老町	白老町		第二種区画漁業	わかさぎ養殖業	同	同
胆内区第2号	第二種区画漁業	わかさぎ養殖業	苫小牧市	苫小牧市		第二種区画漁業	やまべ養殖業	同	同
	第二種区画漁業	えび養殖業	同	同		第二種区画漁業	こい養殖業	上川郡和寒町及び剣淵町	和寒町及び剣淵町
	第二種区画漁業	こい養殖業	同	同		第二種区画漁業	わかさぎ養殖業	同	同
胆内区第3号	第二種区画漁業	こい養殖業	勇払郡厚真町	厚真町		第二種区画漁業	こい養殖業	上川郡朝日町	朝日町
	第二種区画漁業	わかさぎ養殖業	同	同		第二種区画漁業	やまべ養殖業	同	同
	第二種区画漁業	えび養殖業	同	同		第二種区画漁業	わかさぎ養殖業	空知郡南富良野町	南富良野町
日内区第1号	第二種区画漁業	にじます養殖業	様似郡様似町	様似町		第二種区画漁業	にじます養殖業	同	同
十内区第1号	第二種区画漁業	こい養殖業	河東郡上士幌町	上士幌町		第二種区画漁業	わかさぎ養殖業	上川郡愛別町	愛別町
	第二種区画漁業	やまべ養殖業	同	同					
	第二種区画漁業	わかさぎ養殖業	同	同					
	第二種区画漁業	にじます養殖業	同	同					
十内区第2号	第二種区画漁業	わかさぎ養殖業	河東郡鹿追町及び上士幌町	鹿追町及び上士幌町					
	第二種区画漁業	やまべ養殖業	同	同					
	第二種区画漁業	にじます養殖業	同	同					
	第二種区画漁業	おしよこま養殖業	同	同					
十内区第3号	第二種区画漁業	にじます養殖業	帯広市	帯広市					
十内区第4号	第二種区画漁業	わかさぎ養殖業	上川郡新得町	新得町					
	第二種区画漁業	やまべ養殖業	同	同					
	第二種区画漁業	にじます養殖業	同	同					
十内区第5号	第二種区画漁業	にじます養殖業	同	同					
	第二種区画漁業	ひめます養殖業	同	同					
	第二種区画漁業	ぎんざけ養殖業	同	同					
網内区第1号	第二種区画漁業	こい養殖業	網走郡津別町	津別町					
	第二種区画漁業	わかさぎ養殖業	同	同					
	第二種区画漁業	ひめます養殖業	同	同					
	第二種区画漁業	やまべ養殖業	同	同					
網内区第2号	第一種区画漁業	はたてがい養殖業	網走市	網走市					
網内区第3号	第二種区画漁業	こい養殖業	常呂郡置戸町	置戸町					
	第二種区画漁業	わかさぎ養殖業	同	同					
	第二種区画漁業	やまべ養殖業	同	同					
	第二種区画漁業	にじます養殖業	同	同					
網内区第4号	第一種区画漁業	かき養殖業	網走市	網走市及び小清水町					
網内区第5号	第一種区画漁業	かき養殖業	同	網走市					
空内区第1号	第二種区画漁業	わかさぎ養殖業	夕張市	夕張市					
	第二種区画漁業	にじます養殖業	同	同					
空内区第2号	第二種区画漁業	こい養殖業	三笠市	三笠市					
	第二種区画漁業	ふな養殖業	同	同					

- 5 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- 6 漁場の区域 北海道内水面漁場管理委員会に備え置く漁場図のとおり
- 7 制限又は条件 国又は地方公共団体の行う河川工事に対し、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

北海道告示第1752号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年10月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 厚岸郡厚岸町奔渡町七丁目140の1・床潭350の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、350の4、東梅280の1・登喜岱40（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、49から51まで

(2) 指定の目的 霧害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐にかかる伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 白糠郡音別町4（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 干害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び音別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1753号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 様似郡様似町字冬島88の1・95（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林の所在場所 幌泉郡えりも町字東洋354の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1754号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林の所在場所 稚内市大字抜海村字抜海1256の2、字クトネベツ1921の2、1921の3、1921の6、3181、字クトネベツ原野1582の22、2200の5、2200の10、2200の11、大字稚内村字クトネベツ59の14、字クトネベツ原野1582の6、1582の21

2 指 定 の 目 的 雪害の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1755号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 幌泉郡えりも町字目黒7の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1756号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 上川郡朝日町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1757号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり完了する。

平成15年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 路 線 名 清里町道2線道路
- 2 工 事 区 間 斜里郡清里町字上斜里874番1地先から
斜里郡清里町字上斜里867番3地先まで
- 3 工 事 の 種 類 改築
- 4 工事完了の日 平成15年10月10日

北海道告示第1758号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 大観山公園線
- 3 道路の区域
- | 区 | 間 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 国道等との重複区間 |
|-----------------------------------|-------------------|-----------|-----|-----------|
| 網走市錦町133番20地先から
網走市錦町121番8地先まで | 15.16m から35.23mまで | 97.62m | — | |

北海道告示第1759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域
- | 路線名及び縦覧場所 | 区 | 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 国道等との重複区間 |
|------------------------|---|---|--------|----------------------|-----------|-----------|
| 馬追原野北信濃線
北海道札幌土木現業所 | 千歳市根志越2538番7地先から
千歳市長都315番3地先まで | | 前 | 7.50mから
39.50mまで | 1,240.07m | — |
| | | | 前 | 12.92mから
52.69mまで | 1,209.68m | — |
| | | | 後 | 7.50mから
39.50mまで | 1,240.07m | — |
| | | | 後 | 12.92mから
52.30mまで | 1,209.68m | — |
| 本流音別停車場線
北海道釧路土木現業所 | 白糠郡音別町緑町1丁目34地先から
白糠郡音別町川東1丁目240番
1地先まで | | 前 | 13.70mから
18.50mまで | 656.94m | — |
| | | | 後 | 17.60mから
21.70mまで | 656.94m | — |
| 屈斜路摩周湖線
北海道釧路土木現業所 | 川上郡弟子屈町字美留和1番269
地先から川上郡弟子屈町字屈斜路
根釧西部森林管理署弟子屈事務所
295林班1小1班地先まで | | 前 | 13.27mから
46.81mまで | 433.19m | — |
| | | | 後 | 15.40mから
54.50mまで | 433.50m | — |

北海道告示第1760号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日
- 道道 湧洞豊頃停車場線 中川郡豊頃町二宮5061番地先から
中川郡豊頃町二宮3131番1地先まで
中川郡豊頃町二宮5061番地先から
中川郡豊頃町二宮5050番地先まで

北海道告示第1761号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
旭 川 多 度 志 線 北海道札幌土木現業所	深川市多度志1734番地先から 深川市多度志1754番地先まで		前	17.30mから 18.00mまで	120.00m	—
			後	17.30mから 18.00mまで	120.00m	—
			後	13.40mから 29.50mまで	133.95m	—
麓 郷 山 部 停 車 場 線 北海道旭川土木現業所	富良野市東大演習林36林班地先から 富良野市10003番地先（河川敷地） まで		前	18.18mから 18.18mまで	297.00m	—
			後	15.00mから 52.00mまで	300.00m	—

北海道告示第1762号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成15年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 免許年月日 平成15年9月24日

2 免許を受けた者

- (1) 名 称 北海道
(2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
(3) 代表者の氏名 北海道知事 高橋はるみ

3 埋立区域

- (1) 位 置 苫前郡初山別村字豊岬291番地先の公有水面
(2) 区 域

ア A 区域 次の①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

①の地点 2級基準点H 8 - 206（北緯44度33分53秒696、東経141度46分30秒

511）から方向角13度08分17秒の方向19.96mの地点

②の地点 ①の地点から方向角340度31分10秒の方向4.47mの地点

③の地点 ②の地点から方向角70度32分20秒の方向1.50mの地点

④の地点 ③の地点から方向角70度31分12秒の方向93.20mの地点

⑤の地点 ④の地点から方向角160度31分18秒の方向33.05mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から方向角268度20分13秒の方向93.17mの地点

イ B 区域 次のイの地点からホの地点までを順次に結んだ線、ホの地点と③の地点とを結んだ線、③の地点と②の地点とを結んだ線、②の地点と①の地点とを結んだ線及びイの地点と①の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

イの地点 2級基準点H 8 - 206（北緯44度33分53秒696、東経141度46分30秒511）から方向角359度21分03秒の方向17.83mの地点

口の地点 イの地点から方向角340度47分02秒の方向60.24mの地点

ハの地点 口の地点から方向角70度22分43秒の方向0.47mの地点

ニの地点 ハの地点から方向角339度32分16秒の方向1.43mの地点

ホの地点 ニの地点から方向角71度52分09秒の方向5.78mの地点

③の地点 ホの地点から方向角160度31分11秒の方向57.12mの地点

②の地点 ③の地点から方向角250度32分20秒の方向1.50mの地点

①の地点 ②の地点から方向角160度31分10秒の方向4.47mの地点

(3) 面 積
A区域 1,694.42㎡
B区域 384.93㎡
計 2,079.35㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位 置 苫前郡初山別村字豊岬291番地先

(2) 区 域 次のaの地点からjの地点までを順次に結んだ線及びaの地点とjの地点とを結んだ線によって囲まれた区域

aの地点 2級基準点H 8 - 206（北緯44度33分53秒696、東経141度46分30秒511）から方向角359度56分02秒の方向17.30mの地点

bの地点 aの地点から方向角340度46分42秒の方向0.55mの地点

cの地点 bの地点から方向角340度47分02秒の方向60.24mの地点

dの地点 cの地点から方向角70度22分43秒の方向0.47mの地点

eの地点 dの地点から方向角339度32分16秒の方向1.43mの地点

fの地点 eの地点から方向角339度32分18秒の方向15.01mの地点

gの地点 fの地点から方向角71度52分11秒の方向21.04mの地点

hの地点 gの地点から方向角160度31分12秒の方向56.77mの地点

i の地点	h の地点から方向角70度31分13秒の方向93.20mの地点
j の地点	i の地点から方向角160度31分22秒の方向56.00mの地点
(3) 面 積	5,564.73㎡
5 埋立地の用途	漁港施設用地

北海道告示第1763号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

大成町久遠2その2急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次に結んだ線及び標柱1号と標柱6号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡市	町	字	地 番	標 柱
久遠郡	大成町	久遠	356番2	1
同	同	同	311番42	2、3
同	同	同	311番45	4、5
同	同	同	356番1	6

北海道告示第1764号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

3後志檜山沿岸海岸保全区域の表後志檜山沿岸の(10)島牧海岸の島牧村の項海岸保全区域の欄の7の事項中「栄磯地区海岸の次の基点1から基点11までの各点を順次に結ぶ線、基点1と補点①を結ぶ線、補点①から補点⑤までの各点を順次に結ぶ線及び基点11と補点⑤を結ぶ線によって囲まれた区域」を「栄磯地区海岸の次の基点0-8から基点0-1までの各点を順次に結ぶ線、基点0-1と基点1を結ぶ線、基点1から基点11までの各点を順次に結ぶ線、基点0-8と補点⑩を結ぶ線、補点⑩から補点⑤までの各点を順次に結ぶ線及び基点11と補点⑤を結ぶ線によって囲まれた区域」に、
「基点1 座標値（X = - 140,538.59、- 11,403.11）の地点」を

「基点0-8 座標値（X = - 140,439.230、Y = - 11,395.258）の地点
基点0-7 基点0-8から方向角350度53分24秒の方向18.48メートルの地点
基点0-6 基点0-7から方向角80度53分51秒の方向17.35メートルの地点
基点0-5 基点0-6から方向角169度28分00秒の方向2.85メートルの地点
基点0-4 基点0-5から方向角174度42分41秒の方向39.07メートルの地点 に改め、
基点0-3 基点0-4から方向角202度22分44秒の方向26.27メートルの地点
基点0-2 基点0-3から方向角126度51分38秒の方向7.41メートルの地点
基点0-1 基点0-2から方向角216度26分31秒の方向51.50メートルの地点
基点1 基点0-1から方向角135度00分00秒の方向12.00メートルの地点」
「基点11 基点10から方向角278度20分46秒の方向212.19メートルの地点」の次に
「補点⑥ 基点0-8から方向角260度53分49秒の方向64.24メートルの地点」を加える。

北海道告示第1765号

旭川圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の案及び区域区分の変更の案を作成するに当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定による公聴会を次のとおり開催する。

平成15年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 開催の日時
平成15年10月28日（火）午後2時から
- 開催の場所
旭川市神楽3条7丁目 旭川市大雪クリスタルホール 国際会議場
- 公述の申出
公聴会において意見を述べようとする者は、平成15年10月21日（火）までに意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事（札幌市中央区北3条西6丁目（専用郵便番号 060 - 8588）北海道建設部都市計画課）に提出しなければならない。
- 公述人の決定
知事は、3により書面を提出した者の中から公述人を定め、また、必要があると認めるときは、3の書面を提出した者以外の者を公述人として定め、本人にその旨を通知する。
- 議事の方法
公聴会の議事は、北海道都市計画公聴会規則（昭和44年北海道規則第60号）に規定する方法による。
なお、公聴会の秩序を維持し、その議事の円滑を図るため、次の措置を講ずる。
公聴会の議事の傍聴を希望する者が多数あるときは、その傍聴人の数を先着順におおむね200人に制限する。

6 意見を聴こうとする案件

(1) 案 件 名

ア 旭川圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の素案

イ 旭川圏都市計画区域区分の変更の素案

(2) 案件の概要

ア 旭川圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の案の概要

(ア) 都市計画の目標

a 基本的事項

この方針では、旭川圏都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を平成22年の姿として策定する。

b 都市づくりの基本理念

本区域は大雪山連峰のふもと、美瑛川、忠別川、牛朱別川、オサラッペ川が本流石狩川に合流する沖積平野に展開し、旭川市、鷹栖町及び東神楽町の1市2町で構成されている。

平成7年度に指定を受けた上川中部圏地方拠点都市地域では、高次都市機能の集積やゆとりと潤いのある居住環境の整備、産業の高度化などを総合的に進め、「職・住・遊・学」の各機能の相乗効果によるバランスのとれた魅力溢れる地域の形成を図るため、「北方圏の豊かな自然環境と生活・文化・産業が融合した『大雪パノラマ交流都市地域』」を目指している。

(イ) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。

なお、区域区分を定めることとした根拠は次のとおりである。

本区域は、北海道における経済・教育・文化・医療・福祉・情報等の拠点都市として、着実に発展してきており、市街化区域人口も増加傾向にある。

産業構造等の変化により、工業出荷額は減少傾向であるが、卸小売販売額は増加傾向となっている。依然人口規模は大きく、また、世帯分離が進んでいることから、世帯数は増加傾向にある。

以上のことから、今後も農林業との調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていくため、本区域については引き続き区域区分を定める必要がある。

イ 旭川圏都市計画区域区分の変更の案の概要

(ア) 基本方針

平成12年から14年に都市計画法第6条の規定により実施した基礎調査による都市の現況、市街化の動向等及び人口、産業の発展動向を勘案し、都市の健全な発展と

秩序有る整備を図るため、区域区分に関する都市計画の見直しを行う。

(イ) 区域区分を次のとおり変更する。

a 市街化区域に編入する土地の区域 なし

b 市街化調整区域に編入する土地の区域 なし

c 市街化区域への編入を保留する土地の区域 なし

d 変更の内容

(a) 区域の範囲

都市計画区域 平成12年 35,600ha 平成22年 35,600ha

市街化区域 平成12年 8,202ha 平成22年 8,202ha

(b) 人口

都市計画区域 平成12年 369.3千人 平成22年 394.6千人

市街化区域 平成12年 352.0千人 平成22年 370.8千人

保留人口（平成22年）9.6千人

7 決定及び変更の理由

改正都市計画法（H12改正）に基づき、本区域に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定める。また、本区域の都市計画基礎調査により、都市の現況、市街化の動向及び人口、産業の発展動向の検討を行ったところ、本区域については、区域区分に関する都市計画の見直しを行う必要があると判断したことから区域区分を変更するものである。

8 案件の全文

「案件の全文」は、省略し、次の方法で閲覧に供する。

(1) 北海道建設部都市計画課、旭川市都市建築部都市計画課、鷹栖町建設課及び東神楽町企画振興課において閲覧に供する。

(2) 北海道及び旭川市のホームページ上に掲載する。

9 公聴会に関する問い合わせ先

北海道建設部都市計画課（〒060-8588）札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111（内線 29-817）<http://www.pref.hokkaido.jp/>

旭川市都市建築部都市計画課（〒070-8525）旭川市6条通9丁目46番地

電話 0166-26-1111（内線 5552）<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>

鷹栖町建設課（〒071-1292）上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

電話 0166-87-2111（内線 215）

東神楽町企画振興課（〒071-1592）上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

電話 0166-83-2111（内線 223）

北海道告示第1766号

新十津川町文京土地区画整理組合から、滝川都市計画事業新十津川町文京土地区画整理事

業に係る換地処分をした旨、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定による届出があった。 平成15年10月3日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道告示第1767号 過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第14条の2第1項の規定による公共下水道の工事を次のとおり完了した。 平成15年10月3日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 公共下水道の名称 厚田村特定環境保全公共下水道 2 工事の内容及び工事の区域又は区間 放流渠 厚田郡厚田村大字厚田村77番1地先 処理場 厚田郡厚田村大字厚田村125番2地内 3 工事の完了の日 平成15年9月1日	標 茶 町 開運町納税貯蓄組合 同 別 海 町 別海町第38区納税貯蓄組合 同 札幌市南区 札幌市農業協同組合澄川支店納税貯蓄組合 同 同 中央区 栗谷川 悠 私学教育功績 同 厚別区 白 佐 俊 憲 同 北 広 島 市 高 瀬 法 輪 同 札幌市北区 宮 崎 義 晴 同 江 別 市 村 山 昭 二 同
	支 庁 告 示 北海道空知支庁告示第13号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成15年10月3日 北海道空知支庁長 佐 藤 隆 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 岩見沢市日の出町102番地1 ほか7筆 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 旭川市豊岡1条4丁目1番15号 ミサワホーム北海道株式会社 支配人 渡辺 道広 3 開発許可年月日及び番号 平成14年11月1日 空建指第14 - 8号
	北海道網走支庁告示第27号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成15年10月3日 北海道網走支庁長 毛 利 明 雄 1(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 網走市つくしヶ丘2丁目88 - 538 (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都立川市柴崎町1丁目2番13号 真澄寺 代表役員 伊藤 真聰 (3) 開発許可年月日及び番号 平成15年3月28日 網建指第14 - 18号 2(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 網走郡美幌町字稲美68番1 ほか4筆（第1工区）

- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北見市寿町1丁目7番地の2
株式会社岡久設計 代表取締役 岡久 実
- (3) 開発許可年月日及び番号 平成15年7月1日 網建指第15-5号

北海道胆振支庁告示第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年10月3日

北海道胆振支庁長 野 村 昌 信

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 勇払郡早来町字遠浅726番4 ほか7筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 勇払郡早来町字遠浅730-2
山田 羔
- 3 開発許可年月日及び番号 平成15年8月18日 胆建指第15-8号

日本海連合海区漁業調整
委 員 会 告 示

日本海連合海区漁業調整委員会告示第1号

日本海連合海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成15年10月3日

日本海連合海区漁業調整委員会会長 小 林 貞 作

日本海連合海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

日本海連合海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成7年日本海連合海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「郵送」を「郵送等」に改め、同条第1項中「郵送」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による送付（以下「郵送等」という。）」を加える。

第11条（見出しを含む。）及び第15条（見出しを含む。）中「郵送」を「郵送等」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第123号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成15年10月3日

北海道公安委員会委員長 佐 野 文 男

1	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
	代表者の氏名	代表取締役 新 井 悠 司
	製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 ぱちんこ遊技機 遊技機の区分 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ 型 式 名 C R お さ か な 物 語 M A 製 造 業 者 名 株 式 会 社 ニ ュ ー ギ ン 型式試験番号 30068100
	検 定 年 月 日	平成15年10月3日
	検 定 番 号	第30068100号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月3日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
	代表者の氏名	代表取締役 新 井 悠 司
	製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1
2	型 式 の 概 要	遊技機の種類 ぱちんこ遊技機 遊技機の区分 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ 型 式 名 C R お さ か な 物 語 M B 製 造 業 者 名 株 式 会 社 ニ ュ ー ギ ン 型式試験番号 30070600
	検 定 年 月 日	平成15年10月3日
	検 定 番 号	第30070600号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月3日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
	代表者の氏名	代表取締役 新 井 悠 司
	製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1

3	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
	代表者の氏名		代表取締役 新 井 悠 司
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番 1
	型	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ
	の	型 式 名	C R おさかな物語 MA 2
	概	製 造 業 者 名	株式会社ニューギン
	要	型式試験番号	30064600
	検 定 年 月 日		平成15年10月 3 日
	検 定 番 号		第30064600号
4	検定の有効期間		公示の日（平成15年10月 3 日）から 3 年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都台東区東上野二丁目11番 7 号 株式会社オリンピア
	代表者の氏名		代表取締役 石 原 昌 幸
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		沖縄県那覇市港町 3 丁目 4 番12号 神奈川県横浜市中区新山下 3 丁目 3 番43号 群馬県伊勢崎市日乃出町1038
	型	遊技機の種類	回胴式遊技機
	式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号
	の	型 式 名	ナンゴクソダチ - 30
	概	製 造 業 者 名	株式会社オリンピア
	要	型式試験番号	34057800
	検 定 年 月 日		平成15年10月 3 日
5	検 定 番 号		第34057800号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年10月 3 日）から 3 年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都台東区東上野二丁目11番 7 号 株式会社オリンピア
	代表者の氏名		代表取締役 石 原 昌 幸
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		沖縄県那覇市港町 3 丁目 4 番12号 神奈川県横浜市中区新山下 3 丁目 3 番43号 群馬県伊勢崎市日乃出町1038
	型	遊技機の種類	回胴式遊技機
	式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号
	の	型 式 名	ナンゴクソダチ
	概	製 造 業 者 名	株式会社オリンピア
6	要	型式試験番号	34057700
	検 定 年 月 日		平成15年10月 3 日
	検 定 番 号		第34057700号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年10月 3 日）から 3 年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都台東区東上野二丁目11番 7 号 株式会社オリンピア
	代表者の氏名		代表取締役 石 原 昌 幸
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		沖縄県那覇市港町 3 丁目 4 番12号 神奈川県横浜市中区新山下 3 丁目 3 番43号 群馬県伊勢崎市日乃出町1038
	型	遊技機の種類	回胴式遊技機
	式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号
	の	型 式 名	コウヤノマンボウ
7	概	製 造 業 者 名	株式会社オリンピア
	要	型式試験番号	34059600
	検 定 年 月 日		平成15年10月 3 日
	検 定 番 号		第34059600号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年10月 3 日）から 3 年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目 2 番18号 奥村遊機株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 上 野 栄 作
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		本社工場：愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目 2 番18号 小山工場：静岡県駿東郡小山町用沢字萩窪1441番地
	型	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ
	の	型 式 名	C R モグッテお宝 F C
	概	製 造 業 者 名	奥村遊機株式会社
	要	型式試験番号	30059300
	検 定 年 月 日		平成15年10月 3 日
	検 定 番 号		第30059300号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年10月 3 日）から 3 年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目 2 番18号 奥村遊機株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 上 野 栄 作
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		本社工場：愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目 2 番18号 小山工場：静岡県駿東郡小山町用沢字萩窪1441番地

8	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C Rモグッテお宝F
		製 造 業 者 名	奥村遊機株式会社
	型式試験番号	型式試験番号	30065200
		検 定 年 月 日	平成15年10月3日
		検 定 番 号	第30065200号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年10月3日）から3年間
9	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 上 野 栄 作
	製造又は検査を行う事業所の所在地		本社工場：愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 小山工場：静岡県駿東郡小山町用沢字萩窪1441番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C Rモグッテお宝H
		製 造 業 者 名	奥村遊機株式会社
	型式試験番号	型式試験番号	30062800
		検 定 年 月 日	平成15年10月3日
		検 定 番 号	第30062800号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年10月3日）から3年間
10	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 上 野 栄 作
	製造又は検査を行う事業所の所在地		本社工場：愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 小山工場：静岡県駿東郡小山町用沢字萩窪1441番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C Rモグッテお宝HC
		製 造 業 者 名	奥村遊機株式会社
	型式試験番号	型式試験番号	30063200
		検 定 年 月 日	平成15年10月3日
		検 定 番 号	第30063200号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年10月3日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		兵庫県伊丹市北伊丹9丁目80番地の4 株式会社エマ

11	代表者の氏名		代表取締役 赤 松 泰 治
	製造又は検査を行う事業所の所在地		兵庫県伊丹市北伊丹9丁目80番地の4
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	ピガーZ
		製 造 業 者 名	株式会社エマ
12	型式の概要	型式試験番号	34056900
		検 定 年 月 日	平成15年10月3日
		検 定 番 号	第34056900号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年10月3日）から3年間
13	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都台東区上野七丁目6番5号 株式会社エイベックス
	代表者の氏名		代表取締役 望 月 光 三
	製造又は検査を行う事業所の所在地		神奈川県横浜市港北区新羽町610番地1 神奈川県横浜市港北区新羽町1180番地
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	ブルーファンク - 30
		製 造 業 者 名	株式会社エイベックス
	型式試験番号	型式試験番号	34057100
		検 定 年 月 日	平成15年10月3日
		検 定 番 号	第34057100号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年10月3日）から3年間
13	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
	代表者の氏名		代表取締役 新 井 悠 司
	製造又は検査を行う事業所の所在地		三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R少林麻雀MA
		製 造 業 者 名	株式会社ニューギン
	型式試験番号	型式試験番号	30065400
		検 定 年 月 日	平成15年10月3日
		検 定 番 号	第30065400号

14	検定の有効期間		公示の日（平成15年10月3日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
	代表者の氏名		代表取締役 新 井 悠 司
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番 1
	型式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R少林麻雀MB
		製造業者名	株式会社ニューギン
	型式試験番号		30071900
	検 定 年 月 日		平成15年10月3日
検 定 番 号		第30071900号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年10月3日）から3年間	
15	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都豊島区西池袋1丁目7番7号 株式会社北電子
	代表者の氏名		代表取締役 小 林 昭 子
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		埼玉県川口市戸塚東4丁目2番14号
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	ファイヤーエクスプレス
		製造業者名	株式会社北電子
	型式試験番号		34058700
	検 定 年 月 日		平成15年10月3日
	検 定 番 号		第34058700号
検定の有効期間		公示の日（平成15年10月3日）から3年間	
16	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
	代表者の氏名		代表取締役 金 沢 要 求
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県名古屋市中村区今池二丁目1番27号
	型 式 の 概	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C RキングパニックJ
		製造業者名	株式会社三洋物産

17	要	型式試験番号	30065500
	検 定 年 月 日		平成15年10月3日
	検 定 番 号		第30065500号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年10月3日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ガイドー
	代表者の氏名		代表取締役 實 田 久 治
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町六丁目460番地
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C Rフィーバー鉄戦騎MX
製造業者名		株式会社ガイドー	
型式試験番号		30066900	
検 定 年 月 日		平成15年10月3日	
検 定 番 号		第30066900号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年10月3日）から3年間	
18	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		大阪府大阪市北区本庄東一丁目1番10号 株式会社バルテック
	代表者の氏名		代表取締役 中 野 純 弘
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		大阪府堺市八田西町2丁目11番47号 神奈川県海老名市下今泉3丁目11番1号
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	ダブルボンバー
		製造業者名	株式会社バルテック
	型式試験番号		34058500
	検 定 年 月 日		平成15年10月3日
	検 定 番 号		第34058500号
検定の有効期間		公示の日（平成15年10月3日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		大阪府大阪市北区本庄東一丁目1番10号 株式会社バルテック
	代表者の氏名		代表取締役 中 野 純 弘
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		大阪府堺市八田西町2丁目11番47号 神奈川県海老名市下今泉3丁目11番1号
	型	遊技機の種類	回胴式遊技機

19	式 の 概 要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	ハイエナ
		製 造 業 者 名	株式会社バルテック
		型式試験番号	34056800
		検 定 年 月 日	平成15年10月3日
		検 定 番 号	第34056800号
20	式 の 概 要	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月3日）から3年間
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都新宿区新宿一丁目24番7号 有限会社リックコーポレーション
		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 田 中 理 介
		製造又は検査を行う 事業所の所在地	兵庫県伊丹市北伊丹二丁目129 - 3
		遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	シーウェイブ
		製 造 業 者 名	有限会社リックコーポレーション
		型式試験番号	34059200
		検 定 年 月 日	平成15年10月3日
21	式 の 概 要	検 定 番 号	第34059200号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年10月3日）から3年間
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社エレコ
		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 福 田 貞 夫
		製造又は検査を行う 事業所の所在地	栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
		遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	ビーストサップE
		製 造 業 者 名	株式会社エレコ
		型式試験番号	34061900
22	式 の 概 要	検 定 年 月 日	平成15年10月3日
		検 定 番 号	第34061900号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年10月3日）から3年間
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社ミズホ
		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 安 藤 壽 雄
		製造又は検査を行う 事業所の所在地	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社ミズホ
23	式 の 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	ゴールドXR
		製 造 業 者 名	株式会社ミズホ
		型式試験番号	34062300
		検 定 年 月 日	平成15年10月3日
		検 定 番 号	第34062300号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年10月3日）から3年間
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和
		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 中 島 潤
24	式 の 概 要	製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号ロ
		型 式 名	キングホー助R
		製 造 業 者 名	株式会社平和
		型式試験番号	22025600
		検 定 年 月 日	平成15年10月3日
		検 定 番 号	第22025600号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年10月3日）から3年間
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ガイドー
25	式 の 概 要	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 實 田 久 治
		製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	CRフィーバー鉄戦騎RX
		製 造 業 者 名	株式会社ガイドー
26	式 の 概 要	型式試験番号	30069300
		検 定 年 月 日	平成15年10月3日
		検 定 番 号	第30069300号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年10月3日）から3年間

25	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ガイドー
	代表者の氏名		代表取締役 實 田 久 治
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町六丁目460番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C Rフィーバー鉄戦騎J X
		製造業者名	株式会社ガイドー
		型式試験番号	30068400
	検 定 年 月 日		平成15年10月3日
	検 定 番 号		第30068400号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年10月3日）から3年間
26	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ガイドー
	代表者の氏名		代表取締役 實 田 久 治
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町六丁目460番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C Rフィーバー鉄戦騎F X
		製造業者名	株式会社ガイドー
		型式試験番号	30068800
	検 定 年 月 日		平成15年10月3日
	検 定 番 号		第30068800号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年10月3日）から3年間
27	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事
	代表者の氏名		代表取締役 松 元 邦 夫
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C Rサンダーバード2 R
		製造業者名	株式会社藤商事
		型式試験番号	30062400
28	検 定 年 月 日		平成15年10月3日
	検 定 番 号		第30062400号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年10月3日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地 株式会社高尾
	代表者の氏名		代表取締役 内ヶ島 敏 博
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中川区薦元町一丁目35番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号ロ
		型 式 名	C R虎せますL
		製造業者名	株式会社高尾
		型式試験番号	22044200
	検 定 年 月 日		平成15年10月3日
	検 定 番 号		第22044200号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年10月3日）から3年間
29	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 里 見 治
	製造又は検査を行う事業所の所在地		埼玉県川越市南台一丁目10番地8
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C RじゃぼんH T 1
		製造業者名	サミー株式会社
		型式試験番号	30070700
	検 定 年 月 日		平成15年10月3日
	検 定 番 号		第30070700号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年10月3日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
30	代表者の氏名		代表取締役 里 見 治
	製造又は検査を行う事業所の所在地		埼玉県川越市南台一丁目10番地8
	型式	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ

31	の概要	型 式 名	ＣＲじゃぼんHN1
		製 造 業 者 名	サミー株式会社
		型式試験番号	30067300
	検 定 年 月 日	平成15年10月3日	
	検 定 番 号	第30067300号	
	検定の有効期間		公示の日（平成15年10月3日）から3年間
	型式の概要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 里 見 治
		製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
型 式 名		ＣＲじゃぼんFT	
製 造 業 者 名		サミー株式会社	
型式試験番号		30061000	
検 定 年 月 日		平成15年10月3日	
検 定 番 号		第30061000号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年10月3日）から3年間	
32	の概要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 里 見 治
		製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型 式 名	ＣＲじゃぼんFN	
	製 造 業 者 名	サミー株式会社	
	型式試験番号	30060500	
	検 定 年 月 日	平成15年10月3日	
	検 定 番 号	第30060500号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年10月3日）から3年間	
	の概要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 新 井 悠 司
		製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1

33	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型 式 名	ＣＲキングゴッドMB	
		製 造 業 者 名	株式会社ニューギン	
		型式試験番号	30072200	
	検 定 年 月 日	平成15年10月3日		
	検 定 番 号	第30072200号		
	検定の有効期間		公示の日（平成15年10月3日）から3年間	
	34	の概要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
			代 表 者 の 氏 名	代表取締役 新 井 悠 司
製造又は検査を行う事業所の所在地			三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1	
遊技機の種類		ぱちんこ遊技機		
遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
型 式 名		ＣＲサイボーグ009MB		
製 造 業 者 名		株式会社ニューギン		
型式試験番号		30071100		
検 定 年 月 日		平成15年10月3日		
検 定 番 号		第30071100号		
検定の有効期間		公示の日（平成15年10月3日）から3年間		
35	型式の概要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン	
		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 新 井 悠 司	
		製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1	
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型 式 名	ＣＲサイボーグ009MA		
	製 造 業 者 名	株式会社ニューギン		
	型式試験番号	30069100		
	検 定 年 月 日	平成15年10月3日		
	検 定 番 号	第30069100号		
検定の有効期間		公示の日（平成15年10月3日）から3年間		